

成年後見制度申立費用の助成申請をされる方へ

成年後見制度を利用しようとする高齢者、知的障がい者、精神障がい者
その他の方に対して、成年後見制度の申立費用の助成を行います。

1. 助成の対象となる方…申立てを行う方

原則として市内に住所または居住地を有する本人、またはその4親等内の親族
であって、以下のいずれかに該当する方

生活保護を受給している方

中国残留邦人等及び特定配偶者であって支援給付を受給している方

世帯の年間収入が単身世帯で150万円、2人以上の世帯で200万円以下であり、世帯の
現金、預貯金等の資産が150万円、2人以上の世帯で200万円以下に属する方

※助成申請時に本市以外に住所または居住地があっても該当になる場合があります。
詳しくはお問い合わせください。

2. 助成対象となる経費

- ①収入印紙代、郵便切手代、診断書作成に係る費用
その他申立書の添付書類の取得費用
- ②鑑定費用（必要な場合のみ）



3. 申請から助成まで

★申請ができる方

- ・本人（申立人）

※申請に係る代理権が成年後見人等に付与されている場合は、本人は申請できません。

- ・本人の利用のために申立を行おうとしている4親等内の親族（申立代理人）

※申立人と申立代理人のいずれもが助成の対象者に該当する必要があります。

★申請期限

申立を行う前に概算払による助成の申請ができます。

申立後に助成の申請を行う場合は、家庭裁判所の審判決定日から起算して1年以内に行ってください。

4. 申請に必要な書類

・真庭市成年後見等開始審判申立費用助成申請書

・添付書類

●給与または公的年金の源泉徴収票の写し等収入の判明するもの

●金銭出納帳、領収書の写し等必要経費の判明するもの

●財産目録の写し等資産状況の判明するもの

※代理人または成年後見人等が申請する場合

●代理人または後見人等であることを証する書類または登記事項証明書

・上記書類に加え追加書類が必要な場合

※要支援者が2人以上世帯の場合

●要支援者と世帯員の収入・資産等申告書の提出をお願いしています。

※申立代理人が申請を行う場合

●申立代理人と世帯員の収入・資産等申告書の提出をお願いしています。

・概算払による助成を受けた方は、審判確定後に実績報告書を提出してください。

5. 申請書類提出先

★高齢者の方

真庭市地域包括支援センター

〒719-3292 真庭市久世2928番地

電話：0867-42-1079

FAX：0867-42-1305

★知的・精神障がい者の方

真庭市役所 健康福祉部福祉課

〒719-3292 真庭市久世2927-2

電話：0867-42-1581

FAX：0867-42-1369